指導資料

鹿児島県総合教育センター

特別支援教育 第144号

- 幼 , 小 , 中 , 高 , 盲・聾・養護学校対象 -平成18年10月発行

特別な教育的ニーズにこたえる校内支援体制の充実

文部科学省では,「発達障害のある児童生徒等への支援について(通知)」(H17.4.1)において,平成19年度までを目途に,すべての小・中学校の通常の学級に在籍するLD,ADHD,高機能自閉症等を含む障害のある児童生徒に対する適切な教育的支援のための体制整備を目指すこと等を明示した。

本県においても本年度,県下すべての地域を対象に,特別支援教育体制推進事業を展開し,特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒への支援体制の整備に取り組んでいる。

このような中、小・中学校では校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名などの校内体制の整備が進み、特別な教育的支援の必要な児童生徒への気付きが高まりつつある。また、個別課題の設定や情報提示の工夫など、担任による支援の実践が各学校では特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、担任一人の支援に委ねない組織的な校内支援体制の在り方が課題となっている。

そこで本稿では,小・中学校に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援を 充実させていくための校内支援体制の在り方 について述べる。 1 特別支援教育を推進するための校内体制

校内体制の整備に当たっては,管理職の リーダーシップの下,校内委員会の設置等 の組織整備を進めるとともに,校内研修の 機会を設け,全教職員が特別な教育的ニー ズのある児童生徒への正しい認識をもつこ とが必要である。併せて,保護者への啓発, 巡回相談や専門家チームを活用するなどの 関係機関との連携を基に支援を進めていく ことが望まれる(図1)。

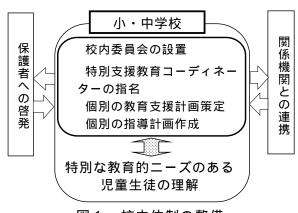


図1 校内体制の整備

(1) 校内委員会の設置

校内委員会の目的は、学校全体での組織的支援を実現することである。このため、特別な教育的ニーズのある児童生徒の把握や支援方策などに関する全教職員

の共通理解,保護者や関係機関との連携 を推進するなどの役割を担う。

校内委員会を設置する方法は,主として次の三つが考えられる。

包括型	学習面や対人関係,いじめ,不登校などを対象とした生徒指導や教育相談の従来の組織に,新たに発達障害の視点を取り込み再構成する。
拡充型	就学指導委員会等の従来の組織の機能 を拡充する。
独立	発達障害に対応するために新たに組織 する。

多様な業務の中,会議等の時間確保が 難しいという各学校の課題も念頭に置き, 校内の各委員会等の年間計画やメンバー の重なりなどを考慮した上で,機能しや すい"学校サイズの組織"として設置し, 校務分掌に明確に位置付けておくことが 大切である。

(2) 特別支援教育コーディネーターの指名 特別支援教育の推進に当たっては,特 別な教育的ニーズのある児童生徒を把握 して教職員が実態を共有する,教育的対 応を検討し個別の指導計画を作成する、 実践を評価して指導の改善を図るなどの 取組がある。特別支援教育コーディネー ター(以下「コーディネーター」とい う。)の役割は,学校の特別支援教育を 推進することであり、これらの取組が組 織的に行えるように,各取組にかかわる 校内外の人をつなぐための連絡調整,相 談窓口などの様々な機能を果たすことが 期待されている。このためコーディネー ターには,障害に関する知識だけでなく, アセスメント力や関係調整力,カウンセ リングマインドなどの多様な資質や知

識・技能が求められる。

コーディネーターの役割や機能は上述のように多岐にわたるため,活動の遂行に当たっては他の教員や係と連携協働して取り組む,あるいは複数を指名をして役割を分担しながら取り組むことも必要である。

- 2 特別な教育的ニーズにこたえる校内支援 体制づくり
 - (1) チームで支援するという意識の高揚

学校組織は役割が分掌化され,分担された役割を各教職員がそれぞれに遂行している場合が多い。そのため,児童生徒への指導や支援の責任を学級担任や担当者が一人で背負い,悩みを抱え込んでしまうケースがみられる。

本来,特別支援教育は,学校内外の関係者や関係機関のチームワークやネットワークで実現する教育である。組織した校内体制が,更に一人一人の教育的ニーズにこたえる支援体制として機能していくためには,「チームで支援をする」という意識を全教職員がもち,支援のためのチームづくりを進めていくことが大切である。

(2) 支援のためのチームづくり

校内委員会では支援等の方向性を決め, 具体的な支援内容や方法は対象となる児 童生徒にかかわる担当者間で検討する方 が機能的である。そこで,児童生徒への 支援について具体的に検討し,支援を推 進するチームを編成することが必要であ る。支援チームは,学級担任や教科担当 者,特殊学級担任,養護教諭などの数名 をメンバーとして構成することが考えられるが,必要に応じてコーディネーター が加わることも大切である。

チームによる支援を進めていくために は,以下のような点に留意したい。

メンバー間のコミュニケーションの活 性化を図る。

必要なときに20分間程度の短時間の会議を設ける、日常的な情報交換を心掛ける、行動の記録用紙をやりとりするなどして、児童生徒の状況や支援の効果などに関する情報を共有する。

個別の指導計画を作成して,チームの アクションプランを明確にする。

児童生徒の実態や支援の目標,方法などを個別の指導計画として整理していく。支援の目標の達成に向けて,「いつ,どこで,だれが,どのように支援していく」といったアクションプランを明確にする。

補い合い,共に考える姿勢をもつ。

特定のメンバーに過剰な負担がかからないよう,相互に補い合う意識で臨む。会議等は短時間であっても「次にどうするか」といった何らかの結論を出して終わるようにする。また,必要に応じて巡回相談等の外部の専門家によるアドバイスが得られるようにする。

(3) チームづくりのためのコーディネーターの役割

チームによる支援体制をつくるためには,まず校内の教職員の理解や協力を得ることから始める必要がある。コーディネーターが担任や児童生徒に対して具体的にどのような活動ができるのかを明確にし,教職員や保護者に対して周知を図る。そして,特別な教育的ニーズのある児童生徒の指導や支援に関して,職員間の日常的なコミュニケーションが活発に

なるような働き掛けを行っていく。同時に、学級担任等との連携に心掛け、気になる児童生徒の存在への気付きを促すとともに、学級担任等が抱える困難さを受け止める姿勢をもち、気軽に相談できる雰囲気をつくることが大切である。

また、保護者との協力関係を築くために、児童生徒の困難な状況の受け止め方や支援に関する希望などの保護者の思いと、学級担任の思いや考え方とを調整していくことも必要である。

さらに、コーディネーターが学校組織の中で機能していくためには、管理職の特別支援教育に関する十分な理解とコーディネーターの活動に対する支援が不可欠である。日ごろから「報告・連絡・連絡・確認」を心掛け、校内の特別支援教育の現状について情報を提供するともに、管理職としての学校経営方針や特別支援教育の考え方について理解しておくことが大切である。

3 実践例

ここでは,特別な教育的ニーズにこたえる小・中学校の校内支援体制の実践例を紹介する。

K小学校では、校内就学指導委員会や生徒指導委員会などの従来の組織を再編成し、特別な教育的ニーズのある児童への支援方法等の検討も行う「学びの支援委員会」を設置して支援体制の整備を図っている。そして、特別な教育的ニーズのある児童については「ケース会議」を設けて具体的な支援に当たっている(図2)。

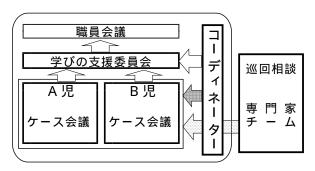


図2 K小学校の校内支援体制

ケース会議は,学級担任,教科の担当教諭 など児童にかかわる教諭のほか,必要に応い 保護者や教務主任などを加えて構成している。 ケース会議では,巡回相談や専門家チームの 協力を得て児童の実態把握や,学習面及び生 活面についての支援方針,目標の設定,支援 方法の決定などを行い,検討した内容は「た内容はでよいのお導計画」としてまとめている。まれは 党級担任だけの支援でよいのかなどについて 校的な対応が必要であるのかなどについて 検討し,「学びの支援委員会」で全校的な技 検討し,「学びの支援委員会」で全校的な 点から支援体制を決定してい,その結果は 員会議において全職員で確認し合っている。

このような少人数のチームを中心とした実践により,児童の実態や支援効果に関する評価・改善が日常的に行えるようになり,一人一人への必要な支援が実現している。

Y中学校では,教育相談係,生活指導係に加えて「学習支援係」を新設し,係が連携するために校内委員会の機能ももたせた「生活安定委員会」を組織している(図3)。

委員会からは,学習支援に当たる人員や時間の確保について提案し,各教員の週担当総時数を考慮して学習支援係のメンバーを決定している。また,係会を時間割に位置付けた

学習支援係 調整役:コーディネーター 生活安定委員会 校長,教頭,教務主任,生徒指導主事 コーディネーター,養護教諭,学年生徒指導係 特殊学級担任,学習支援係 生活指導係 報育相談係 調整役:生徒指導主事

図3 Y中学校の校内支援体制

り,学習支援係の支援可能な時間を週時間 割に位置付けたりして,担任や教科担当の 要請に応じて支援できるようにしている。

これまで特別支援教育の研修を実施し, 生徒や担任の困難さを共有し合うことにより,特別な教育的ニーズのある生徒への支 援充実を図ることの大切さを全教職員が確 認し合えたことが,この支援体制の基盤と なっている。また,学習支援の人員確保だ けでなく,生活面や環境面などの多様な視 点から生徒の困難さを把握でき,各係の連 携した支援に結び付いている。

校内の支援体制づくりには「意識改革」,「組織改革」,「プロセス改革」の三つの改革が必要であると言われている。児童生徒の特別な教育的ニーズを共有し,校内のすべての教職員が支援のための資源であることを認識し合うとともに,校外の人的・物的な資源もつなぎ合わせながら,チームで児童生徒や担任を支援していくという体制づくりが望まれる。

〔参考文献〕

『特別支援教育コーディネーター実践ガイド』 平成18年 国立特殊教育総合研究所

(特別支援教育研修課)